法律公布奏上及び通知

四月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十六年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度中小企業施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十六年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はインドネシア国へ出張のところ四月二十三日帰朝した。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月二十六日タンザニア国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十七日オランダ国国王陛下の御誕生日につき、同月二十四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十七日トーゴ国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成二十七年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十三条の規定に基づき、平成二十七年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　試験の方法

㈠　試験の区分　試験は、次に掲げる区分ごとに行う。

ア　林業一般

イ　地域森林総合監理

㈡　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、専門的知識について行う。

口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈢　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十七年七月二十五日（土）及び二十六日（日）

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十七年十一月四日（水）から十一月三十日（月）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

四　受験資格　試験は、森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、九十二円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈣の宛先に送付することとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈣の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合には、その補正を求める。

ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類

イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所

ア　受験願書及び添付書類を持参する場合には、平成二十七年四月二十八日（火）から平成二十七年五月二十日（水）までに、林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。

イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、平成二十七年四月二十八日（火）から平成二十七年五月二十七日（水）の期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。

㈣　宛先　郵便又は信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究指導課とする。

㈤　受験票の交付　受験票は、平成二十七年六月二十六日（金）までに受験者に送付する。

㈥　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成二十七年九月二十五日（金）までに筆記試験に合格した者に通知する。

六　合格者の発表　平成二十七年十二月三日（木）までに、合格者の氏名を農林水産省の掲示板に公表するとともに、合格者に通知する。

七　個人情報の取扱い　受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

八　その他

㈠　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。

㈡　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課に問い合わせることとする。